

建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を改正する告示案について  
(概要)

## 1. 背景

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 23 条において、建築物の用途や規模に応じた階段の寸法が定められているところ、近年、既存建築物の用途を変更して活用するニーズが拡大しており、このような計画に際し、変更後の用途に厳しい階段の寸法が適用されることにより、大規模な改修が必要となるケースがある。

このような実情を踏まえ、既存ストックの有効活用の促進を図ることを目的に、日常安全性が確かめられた一定の階段について、寸法の基準を合理化するための所要の改正を行う。

## 2. 概要（※別紙「新旧対照表」参照）

令第 23 条第 4 項の規定により、告示\*で定める構造方法を用いた階段については同条第 1 項の規定を適用しないこととされているところ、同告示に新たに、以下の(1)及び(2)の階段を位置付ける。

- (1) 階数が 2 以下で延べ面積が 200 m<sup>2</sup>未満の建築物における階段で、寸法が幅 75cm 以上、蹴上げ 23cm 以下、踏面 15cm 以上であり、以下の①～③の措置を講じたもの
  - ①階段の両側に手すりを設けたものであること。
  - ②踏面の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものであること。
  - ③階段又はその近くに、見やすい方法で、十分に注意して昇降を行う必要がある旨を表示したものであること。
- (2) 令第 23 条第 1 項の表の(二)に掲げる階段で、寸法が幅 140cm 以上、蹴上げ 20cm 以下、踏面 24cm 以上であり、上記の①及び②の措置を講じたもの

※建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件（平成 26 年国土交通省告示第 709 号）

## 3. 今後のスケジュール

公布 平成 31 年 6 月中旬

施行 公布の日